

後期高齢者医療制度についてのお知らせ

問 住民保険課 ☎27-0174

●保険証（被保険者証）を更新します（保険証は1人に1枚交付されます）

《7月31日まで・薄い赤色》

被保険者番号	00000000
氏 名	広域太郎
一部負担金の 割 合	□ 割
被保険者番号	令和6年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 令和6年7月31日
住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏 名 広域 太郎 性 別 男
生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発 効 期 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合 ○ 割
保 険 者 番 号 〇〇〇〇〇〇〇〇
保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

《8月1日から・薄い青色》

被保険者番号	00000000
氏 名	広域太郎
一部負担金の 割 合	□ 割
被保険者番号	令和7年7月31日

後期高齢者医療被保険者証 有効期限
被保険者番号〇〇〇〇〇〇〇〇 令和7年7月31日
住 所 岐阜市柳津町宮東1丁目1番地
氏 名 広域 太郎 性 別 男
生 年 月 日 昭和〇〇年〇〇月〇〇日
資格取得年月日 平成〇〇年〇〇月〇〇日
発 効 期 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
交 付 年 月 日 令和〇〇年〇〇月〇〇日
一部負担金の割合 ○ 割
保 険 者 番 号 〇〇〇〇〇〇〇〇
保 険 者 名 岐阜県後期高齢者医療広域連合

後期高齢者医療の保険証は町内に住所を有する75歳以上の方と、一定の障がいがある65歳から74歳の方で広域連合の認定を受けた方に交付されます。現在の保険証の有効期限は令和6年7月31日ですので、8月1日からは、**7月中旬頃にお送りする新しい保険証**をご使用ください。新しい保険証は薄い青色に変わります。古い保険証を処分されるときは、住所や氏名が判別できないよう裁断するなど、十分にご注意ください。

●マイナ保険証をぜひご利用ください！

令和6年12月2日以降、現行の保険証は発行されなくなります。ただし有効期限が令和7年7月31日までの保険証は期限まで使用可能です。

ぜひマイナ保険証（保険証の利用登録をしたマイナンバーカード）をご利用ください。

マイナ保険証を使用すると**医療費の自己負担額が安くなる**、**限度額適用認定証等がなくても高額療養費制度における限度額を超える支払いが免除される**などのメリットがあります。

●令和6年度保険料について

保険料は、被保険者全員が等しく負担する「均等割額」と被保険者の所得に応じて負担する「所得割額」の合計となります。令和6年度保険料は、令和5年分の所得をもとに個人単位で計算されます。

5月末までに岐阜県の後期高齢者医療制度の被保険者になられた方には、7月中旬に「後期高齢者医療保険料額決定通知書」をお送りします。保険料額や納付方法が記載されていますのでご確認ください。

年間保険料 (100円未満切捨て) ※年額80万円(73万円※1)を 上限とします	=	所得割額 被保険者の所得※2×9.56%※3	+	均等割額 49,412円
---	---	----------------------------------	---	------------------------

※1 令和6年3月31日時点で75歳以上の方、または、令和7年3月31日までに障害認定で被保険者となっている方は、激変緩和措置により、上限額が73万円となります。

※2 被保険者の所得金額＝総所得金額等－43万円(基礎控除額)

※3 ※2の所得金額が58万円以下の方は、激変緩和措置により、8.89%となります。

●保険料の軽減措置について

① 均等割額の軽減

均等割額は、世帯の所得によって下表のとおり軽減されます。

軽減割合	同じ世帯の被保険者と世帯主の令和5年中の総所得金額等※ ¹ の合計額
7割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※ ¹ の数-1)以下
5割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※ ¹ の数-1)+29.5万円×被保険者数 以下
2割軽減	43万円+10万円×(給与所得者等※ ¹ の数-1)+54.5万円×被保険者数 以下

※1 一定の給与所得がある方(給与収入が55万円を超える方)、公的年金等に係る所得がある方(公的年金等の収入金額が、65歳以上で125万円を超える方、または65歳未満で60万円を超える方)。

② 被用者保険※の被扶養者であった方の軽減

後期高齢者医療制度に加入する日の前日において、被用者保険の被扶養者であった方は、**所得割額の負担はありません**。均等割額は、**制度に加入後2年間は5割軽減となります**。ただし、所得が低い方に対する軽減にも該当する方については、いずれか大きい軽減が適用されます。

※被用者保険とは、協会けんぽ、健康保険組合、船員保険及び共済組合の公的医療保険の総称。
国民健康保険や国民健康保険組合は含まれません。

●保険料の納め方について

保険料の納め方は、「特別徴収」と「普通徴収」の2つの方法があります。

特別徴収 年金からのお支払い	●年金の受給額が年額18万円以上の方 (介護保険料と後期高齢者医療の保険料の合計額が年金受給額の2分の1を超えない方)
普通徴収 口座振替や納付書でのお支払い	①特別徴収の要件に該当しない方 ②75歳になったばかりの方や、他市町村から引っ越したばかりの方等 <u>保険料の納め忘れがなく便利で安心な口座振替をご利用ください。</u>

●医療費の窓口負担が2割負担の方の配慮措置について

令和7年9月30日まで、2割負担による**外来医療の負担増額が1か月最大3,000円まで**に抑えられます。
配慮措置が適用される場合は、高額療養費として、事前に登録されている口座に払い戻します。